

山梨県地球温暖化対策普及啓発事業業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和7年4月25日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

- ・この要項は、「山梨県地球温暖化対策普及啓発事業」の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容

(1) 名称

山梨県地球温暖化対策普及啓発事業業務委託

(2) 委託内容

別紙「山梨県地球温暖化対策普及啓発事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金9,156,400円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年4月25日（金） |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和7年5月13日（火） |
| (3) 質問書提出期限 | 令和7年5月13日（火） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月26日（月） |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年6月2日（月）予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年6月5日（木）頃発送予定 |

※メール及び文書で通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 山梨県に本店・支店又は営業所を置く者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- オ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- カ 山梨県税の滞納がない者であること。
- キ 過去5年間に於いて、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 県税に未納がない旨の証明書（山梨県総務部税務課発行）
 - エ 法人又は団体の概要（パンフレット等）
 - オ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）
- ※ ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記添付書類イ及びウの提出は不要とする。

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、3 企画提案に係る日程に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

山梨県新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課 地球温暖化対策担当

- ・〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階
- ・電話番号 055-223-1846 （直通）
- ・メールアドレス chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

※郵便の場合は、送達確認を電話で行うこと。（以下同じ。）

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

〔山梨県新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課 地球温暖化対策担当〕

メールアドレス chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和7年4月25日（金）から5月13日（火）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書（様式任意）・・・5部

- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3板折り込み可）、24P以内
- ・日本語表記で11ポイント以上を目安とする。
- ・仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項について記載すること。

項 目		内 容
経営状況等		・会社規模 ・過去の類似事業の実績とノウハウの活用方法
業務推進体制		・プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の体制
企画全体設計		・「1 業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、コンセプト、スケジュール案
事業費		・税込合計見積額及び積算の内訳
業務詳細	普及啓発を図るための冊子作成	・サンプルイメージ（様式任意） ・温暖化の仕組みをテーマに2ページ程度
	普及啓発を図るための物品作成	・サンプルイメージ （様式任意：写真や図面等可）
	普及啓発を図るためのイベント等参加	・イベントツールイメージ （様式任意：写真や図面等可）
	その他県民への周知	・県民への効果的な普及促進（様式任意）

- ② 見積書・・・・・・・・・・ 1 部
 - ・様式は任意とし、税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載する。
 - ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ③ 法人の概要書・・・・・・・・ 5 部
 - ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする
- ④ 直近及びその 2 年分の損益計算書・貸借対照表の写し・・・・ 5 部

イ 提出方法

持参または郵便（書留）により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午後 5 時まで

エ 提出先

山梨県新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課 地球温暖化対策担当

・〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 2 階

・電話番号 055-223-1846 （直通）

・メールアドレス chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 企画提案のプレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和 7 年 6 月 2 日（月）を予定

イ プレゼンテーションの時間

1 社 30 分程度（提案書説明 15 分、質疑応答 10 分、準備・入退室 5 分）を予定

ウ その他

- ・基本的に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとするが、事業実績等の説明のため、提案書記載外の写真、動画を提示することは可能とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ・提案説明は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が中心に行うこと。
- ・詳細については、事業提案者に別途連絡する。
- ・オンラインで開催する場合がある。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ 結果の通知

令和 7 年 6 月 5 日（木）（予定）に各企画提案者に対してメール及び文書にて通知する。

6 審査について

(1) 選考方法

別紙審査基準に基づき、本県職員等から構成される企画提案審査委員会が総合的に審査し、第 1 位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 留意事項

最低基準点を60点とし、最低基準を満たさない事業者は、原則選定しない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、候補者と協議が整わない場合は、次点の者を候補者とし協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

9 問い合わせ先

山梨県新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課 地球温暖化対策担当

- ・ 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階
- ・ 電話番号 055-223-1846 （直通）
- ・ メールアドレス chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp